

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年8月26日(2022.8.26)

【国際公開番号】WO2020/041340

【公表番号】特表2021-534217(P2021-534217A)

【公表日】令和3年12月9日(2021.12.9)

【出願番号】特願2021-510070(P2021-510070)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/4184(2006.01)

A 6 1 P 27/10(2006.01)

A 6 1 P 43/00(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 K 31/4184

A 6 1 P 27/10

A 6 1 P 43/00 1 0 5

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月18日(2022.8.18)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

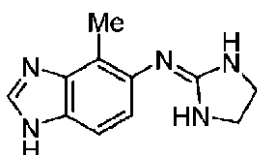
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

眼の病態の治療を行う方法において使用するための、式Iの化合物：

【化1】



30

式I

又はその薬学的に許容される塩を含む医薬組成物であって、眼の病態が、老眼、夜間視力の不良、視覚的グレア、視覚的スターバースト、視覚的ハロー、及び夜間近視からなる群から選択される、上記医薬組成物。

【請求項2】

前記眼の病態が、老眼である、請求項1に記載の医薬組成物。

40

【請求項3】

前記眼の病態が、夜間視力の不良である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記眼の病態が、視覚的グレアである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記眼の病態が、視覚的スターバーストである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記眼の病態が、視覚的ハローである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記眼の病態が、夜間近視である、請求項1に記載の医薬組成物。

50

【請求項 8】

個体の片眼又は両眼に投与される、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記眼への投与が、局所投与である、請求項 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

前記方法が、治療的に有効な量の前記式 I の化合物又はその薬学的に許容される塩を、個体に投与することを含む、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記式 I の化合物を 0.01% (w/v) の量で含む、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

前記式 I の化合物を 0.03% (w/v) の量で含む、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

前記式 I の化合物を 0.1% (w/v) の量で含む、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

前記式 I の化合物を 0.3% (w/v) の量で含む、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 15】

眼用インプラント、前房内インプラント、硝子体内インプラント、結膜下インプラント、テノン嚢下インプラント、涙点プラグ、毛細管溶出インプラント、又は眼球リングである、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 16】

マイクロスフェアである、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 17】

前記治療的に有効な量の前記式 I の化合物又はその薬学的に許容される塩が、前記個体に投与されるとき、プリモニジンによって示される虹彩色素への結合よりも小さい前記虹彩色素への結合を有する、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 18】

前記治療的に有効な量の前記式 I の化合物又はその薬学的に許容される塩が、同じ治療効果を達成するのに必要なプリモニジンの量よりも少ない前記量である、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 19】

前記治療的に有効な量の前記式 I の化合物又はその薬学的に許容される塩が、前記個体に投与されるとき、瞳孔が 2 ~ 3 mm の径まで収縮されるように前記瞳孔径のある量の縮小を引き起こす、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 20】

前記治療的に有効な量の前記式 I の化合物又はその薬学的に許容される塩が、前記個体に投与されるとき、瞳孔が 3 mm 以下の径まで収縮されるように前記瞳孔径のある量の縮小を引き起こす、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 21】

前記治療的に有効な量の前記式 I の化合物又はその薬学的に許容される塩が、前記個体に投与されるとき、瞳孔が 2.5 mm 以下の径まで収縮されるように前記瞳孔径のある量の縮小を引き起こす、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 22】

前記治療的に有効な量の前記式 I の化合物又はその薬学的に許容される塩が、前記個体に投与されるとき、近見視力の改善を引き起こす、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 23】

前記治療的に有効な量の前記式 I の化合物又はその薬学的に許容される塩が、前記個体に投与されるとき、中間視力の改善を引き起こす、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 24】

10

20

30

40

50

前記治療的に有効な量の前記式 I の化合物又はその薬学的に許容される塩が、前記個体に投与されるとき、遠見視力の改善を引き起こす、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 25】

前記視力の改善が、少なくとも 2 文字行の改善である、請求項 22 ~ 24 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 26】

前記視力の改善が、少なくとも 3 文字行の改善である、請求項 22 ~ 24 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 27】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、少なくとも 1 時間維持される、請求項 19 ~ 26 のいずれか一項に記載の医薬組成物。 10

【請求項 28】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、少なくとも 2 時間維持される、請求項 19 ~ 26 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 29】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、少なくとも 4 時間維持される、請求項 19 ~ 26 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 30】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、少なくとも 6 時間維持される、請求項 19 ~ 26 のいずれか一項に記載の医薬組成物。 20

【請求項 31】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、少なくとも 9 時間維持される、請求項 19 ~ 26 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 32】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、少なくとも 10 時間維持される、請求項 19 ~ 26 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 33】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、少なくとも 12 時間維持される、請求項 19 ~ 26 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 34】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、前記個体が 200 cd / m²未満の輝度レベルに曝露されると達成される、請求項 19 ~ 33 のいずれか一項に記載の医薬組成物。 30

【請求項 35】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、前記個体が 150 cd / m²未満の輝度レベルに曝露されると達成される、請求項 19 ~ 33 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 36】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、前記個体が 100 cd / m²未満の輝度レベルに曝露されると達成される、請求項 19 ~ 33 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 37】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、前記個体が 50 cd / m²未満の輝度レベルに曝露されると達成される、請求項 19 ~ 33 のいずれか一項に記載の医薬組成物。 40

【請求項 38】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、前記個体が 10 cd / m²未満の輝度レベルに曝露されると達成される、請求項 19 ~ 33 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 39】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、前記個体が 5 cd / m²未満の輝度レベルに曝露されると達成される、請求項 19 ~ 33 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 40】

前記瞳孔径の縮小又は視力の改善が、前記個体が 2 cd / m²未満の輝度レベルに曝露されると達成される、請求項 19 ~ 33 のいずれか一項に記載の医薬組成物。 50